

事業者向け 市の独自支援施策

市では、市内事業者向けに独自の支援事業を行っています。それぞれの助成金には申請期限および予算の上限があります。早めに申請して、ぜひ活用してください。

問合せ 産業振興課商工観光係 655

▼地域イノベーション創出事業

中小企業が単独または連携し、新製品開発などにより、新事業展開、新分野進出のほか、デジタル化などによる生産性向上を図る事業に対し、経費の一部を助成します（助成メニューが複数あります）。



▲地域イノベーション創出事業

▼羽村市中小企業資金融資制度・小口零細企業資金融資制度

市と契約している金融機関において、この制度を事業者が利用する場合に市が利子および保証料の一部を補助します。

利率 1・6%（自己負担0・8%）
 利子補給 市が金融機関に0・8%
 保証料 半額補助（上限：中小20万円、小口零細15万円）



▲羽村市小口零細企業資金融資制度



▲羽村市中小企業資金融資制度

▼中小企業販路開拓支援助成金

中小企業者に対し、販路開拓に要する経費の一部を助成します。また今年度から、ホームページ作成・変更にかかるとの経費のほか、インターネットを活用した広告や販売システムにかかる取組みも対象になります。



▲中小企業販路開拓支援助成金

▼中小企業技術力向上及び人材育成支援助成金

中小企業が技術力向上や人材育成にかかる講習会の受講、資格取得などに要した経費の一部を助成します。



▲中小企業技術力向上及び人材育成支援助成金

国民年金
 問合せ 青梅年金事務所 ☎0428-3013410 / 市民課高齢医療・年金係 ☎140

▼令和3年度の国民年金保険料▲

令和3年度の国民年金保険料は、前年度より70円引き上げとなり、4月分から月額1万6610円となります。

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金を受けられなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで期限内に納めてください。

なお、便利で割引制度もある口座振替を利用する場合は、口座振替を希望する金融機関または郵便局で手続きをしてください。クレジットカード納付については、青梅年金事務所に問い合わせてください。

▼国民年金保険料の免除・納付猶予申請▲

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります（学生の方は、学生納付特例制度を利用してください）。

申請できる期間
 ●過去期間：申請月から2年1か月前まで
 ※すでに保険料が納付済の月を除きます。

●将来期間：直近の6月分まで
 申請方法
 市役所または年金事務所まで申請してください。郵送での申請も可能です。

持ち物
 年金手帳、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
 ※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要になる場合があります。

す。事前に問い合わせてください。

▼学生納付特例制度▲

大学・専修学校などに在学中の方で、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難なとき、申請して承認されると、在学中の保険料を猶予する制度です。

申請できる期間
 ●過去期間：申請月から2年1か月前まで
 ●将来期間：申請年度末まで
 ※すでに保険料が納付済の月を除きます。

申請方法
 ●前年度の申請に基づき令和3年度の在学が確認できた方
 日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。令和3年度も継続して申請する場合は、同封のはがきが必要事項を記入して日本

国民健康保険・後期高齢者医療

傷病手当金支給適用期間を延長

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したり、発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができず、給与などの支払いが受けられない期間について、傷病手当金を支給しています。

支給適用期間

労務に服することができない期間を「令和2年1月1日（令和3年3月31日）から「令和2年1月1日（令和3年6月30日）」に延長
 ※支給要件や申請方法など、詳しくは事前に電話で問い合わせてください。

問合せ 国民健康保険：市民課保険係 ☎127 / 後期高齢者医療：市民課高齢医療・年金係 ☎138

ご寄付 ありがとうございます



■新型コロナウイルス感染症対策のために

明治安田生命保険相互会社 立川支社 様 15万円

問合せ 秘書課 ☎306

